第14回 四万十町自治基本条例検討委員会

1 開催日時

日時:平成22年2月5日(金)午後18時30分~20時20分

- 2 開催場所 四万十町役場 東別館 2 階会議室
- 3 出席者(敬称略)
 - ・委員:山本 桓、山脇 峯一、川村 英子、北村 明三 宮脇 晴信、奥宮 正洋、船村 覚、佐藤 惠司 林 伸一、長谷部 恵美 10名出席
 - 事務局:企画課 敷地副課長 吉岡総括主幹、細川主幹、岡崎主任
 - ・傍聴人 0名
- 4 議事
 - (1) 今後の検討について
 - (2)「住民のための町」の章について
- 5 会議結果(要旨)

今後の検討について

第1章から順番に検討するのではなく、章が前後するかもしれないが、身近な章から検討し、それを積み上げていく方法を取りたい。ただし、第1章、第2章については、条例の根本となる重要な部分なので、暫定的なものとして示す。

なお、住民のための議会については、1月28日に委員長より議会に、別添の とおり、申し入れている。

【協議結果】

承認する。

「住民のための町」の章について 前回配布の資料に基づき検討 ・支援します、声を聞きます、説明しますなどの記述が有るが、住民から出された 意見を、どの様に取り扱うかの規定はされていない。

地域審議会を例に取ると、意見を聞くということにはなっているが、どれをどの 様に取り扱うかは、町長の判断によることであり、ただ参考の意見に留めている。

「事務局」

資料は、あくまで叩き台として示しているもので、委員の方の意見を積み上げて 仕上がっていくものと考えている。これは、意見を出しやすくするための資料で ある。

意見の取り扱いについては、「まちづくりの仕組み」の章で規定することもできるではないかと思う。住民参加の機会の確保、実施、その中で出された意見は、町運営に反映しなければならない、その様に規定することも考えられる。

この章では、協働によるまちづくりの仕組みについて検討することになろうかと思う。まず情報を提供し、情報の共有など、町の状況を知る環境のもと住民の方の参加を促し、住民、議会、町の3者での町運営を確立していく、そうなる上では、住民の方の意見が町運営に反映される必要があると考える。

・組織の代表者が参加する会議では、その意見がどのような取り扱いになったか、 構成員に報告する必要もある。また、その場での意見は、組織の意見として発言 する責任もある。

その発言が活かされる確たる場がなく、参考にするだけの一方通行の様な状態では、協働ということにならないのではないか。

医療センターを例に挙げるが、そこでは、出された意見を全て公表し、それに対してのセンターの対応を書き示している。そして、建設的な意見を今後の運営に活かし、改善内容を提案者に分かるようにしている。

今からの住民参画、協働は、そんな関係を構築しなければならない。

住民と議会、住民と行政が、平等対等の関係であるためには、議会や行政が持つ 資料を公開する必要があり、それにより住民が対等に意見を交わせる。行政や議 会は、その意見をどの様に対処するのか、したのかを回答する。このことを基本 条例で規定していきたいと考えている。

意見公募(パブリックコメント)したときに、その意見がどう活かされたか、 提案者に対して説明する義務がある。

意見を出すためには、情報を得ておく必要がある。このことも義務づくける必要がある。

・今までの住民からの提案が、言っただけ、聞いただけの対応ではなく、意見、提 案が町政に活かされ、その意見をどの様に対処したか説明責任を果たすことが重 要である。

住民参加の町や議会が重視する会議(この場での意見を無視できない)というものを位置づけたい。

住民も意見、提案が反映される約束があることで、住民もまちづくりに対して意識も興味も持つと思う。

住民の意見に対する対処についても規定して、行政がこの条例に基づき、責任を 果たすよう義務を課す必要がある。

「事務局」

行政評価条例ができているが、行政評価会議で意見が出た場合は、その意見に町 の考え方を示して公表することとしている。

議会と町長という二元代表制で町政を運営してきたが、地方分権の時代を迎え今までの様に「お任せ」というだけでは立ち行かなくなり、住民自らも参加できるという条例をつくり、住民が直接、議会や執行機関に対して、対等平等の立場で話合いができる環境を新たに構築していこうとする。これが一番の狙いではないだろうか。

民主主義の基本は主権在民であり、幅広い権限をもつ執行機関を議会とともに、 住民がコントロールできる仕組みを基本条例はつくっていこうとしていると理解し ている。

今出されているような意見を、抽象的な表現では無く、具体的な表現として規定 していこうと思っている。

- ・今までは、行政が提案し、議会で議決され結論が出ていた。先に方向性を決め、 結論が出た後、事後での説明であった。対等であったら方向性を決める前に住民 の意見を聞くべきであり、規定するべきである。
- ・地方分権の時代になって時間が経過し、遅れてきているとは思う。結果として住民も「お任せ」してきたとは思うが、議会に対してもきちんとしたものとしていかなければならないし、行政職員も事務量が増え大変だと思うが、情報公開、行政評価、意見公募等をきちんと遂行してもらいたい。

情報公開、説明責任、行政評価などを丁寧にきちんと執行してもらえれば、かなりの住民がいろいろな意見を出してくるようになると思う。それを町政に活かすことで、住民参加、住民本位の町運営ができていくだろう。

- 第3章のまちづくり仕組みでの検討が重要になってくると思う。
- ・説明責任を果たすということは、職員もしっかり頑張っていかなければならないことになる。職員の資質もあがることだろう。

住民も参加する責任を持たなければならない。

地域内分権についての検討も残っているが、この検討にあたっては地域自治区も 絡んでいるので、情報の提供を受けなければ判断が難しい。どのように位置づけて いくのか難しい検討になる。

・議会の承認を受けている総合振興計画に明記されている事項であり、遅れているだけで、設置することになるだろう。

「事務局」

地域自治区の基本となるところについても、この条例に規定されることになる。 先にも説明したと思うが、町の運営に関する基本的な内容についての決まりを定 めた、この条例が制定された後、自治区の検討に入る予定であり、現在、具体的 な検討は進んではいない。

各種分野に職員を配し、産業、経済、福祉、教育などあらゆる状況を掌握しているのは行政組織である。計画というものは、町全体を視野に入れ展開していく必要があるため、行政には一定のリーダーシップを取ってもらいたい。町内全体を見渡し構想を練り、その情報を住民に公開し、提供する。そのうえで住民が検討し、その意見が町政に反映されていくことではないか。

自治区の検討でも、どの範囲での設置が適当であるかなどの分析結果を整理して 示してもわらなければ、いきなり意見を出してでは、意見は出てこない。

・職員も机に座っているだけでは、情報は集まらない。情報を求めて出向くか、 各種団体から情報を提供してもらえる場があればだが、職員も把握しきれてい ないのではないか。

活動への支援を規定しているが、団体等にはどの様な地域活動を行っているか説明する必要があるとともに、補助金等の税金による支援を受けたものは、町と同様の説明責任を果たさなければならないと考えられることから、責任ある活動が義務つけられる。

総合振興計画のなかに住民意見の反映の仕組みを丁寧に示す必要もある。

町の核となる産業に関しても、本来なら農業、林業、水産などの関係者から議論がぶつかり合うはずだが、あまりぶつからず当たり障りのないものとなっている。それでは、今後の活性化に繋がらないのではないか。ぶつかり合いながらも、互いに理解し合いあったうえで調整していくことで活性化されるのではないか。

意見がぶつかり合ったときに、この条例が自治の基本の指針として、調整の基準になれればと思う。

実際には、行政に調整の役割を求めることになる。行政には、住民の活動への支援、調整する役割、公正な行動を求める。

・地域審議会も意見を述べるだけ、各委員会でも帰ってくるのは議事録だけ、出 された意見、要望に対する対処は示されていない。

「事務局」

出された、答申や意見がどの様に対処したか示してないところがあることは、反 省している。

地域内分権では、地域の問題を議論して方針を決める組織の検討もあろう。どの様な組織とすれば地域自治区の役割が果たせるのか条例で規定しておかなければならない。設定する地域の範囲についても重要になる、何を基本に定めていくのか。

・地域内分権は、地方分権同様に一定の権限を持つことになろう。設定する地域 の範囲など具体的に規定しておく必要がある。

「事務局」

具体的な事項については、地域自治区の設置につての条例で規定されることにある。基本条例では、最高規範として四万十町での地域自治区の基本となる考え方を示してもらいたい。

自治区の設置を進めていくうえでの基本となる考え方を検討することとし、住 民のための町の条文についての検討を行なうこととする。

目次ごとに検討する。

・条文として決定していくのか。

この文に基づき起草していくことになるが、全体の条文が揃った時点で、再度見 直すことになるだろう。

・用語についても、定義に基づき見直す必要も出てくると思う。

委員の意見に基づき、起草委員会で再検討して、皆さんに示したいと思うので、 意見が活かされた内容になっているか確認していただきたい。

町長の責務

町長は、住民の福祉の向上を基本とし、公正かつ誠実に町政を執行しなければなりません。

2 町長は住民の代表として、柔軟で効率的に組織を運営し、住民の信頼と期待に応えなければなりません。

職員の責務

職員は、自らの職務が住民の信託に基づく全体の奉仕者であることを自覚し、住民との信頼関係に努めるとともに、この条例の理念を職務執行の指針として、全力を挙げて職務を執行しなければなりません。

- 2 職員は、職務の遂行に必要な能力の開発に努めなければなりません。
- ・信頼関係に努めるとともに 信頼関係を<u>築くよう</u>努める 必要な能力の開発に努め 能力の開発<u>と自己啓発</u>に努め このように加えてはどうか。

行政運営

町長は、町の目指すべき将来像を示す基本構想及びこれを具体化するための基本 計画等を策定し、総合的・計画的な行政運営を行わなければなりません。

- 2 町長は、計画から予算、執行及び決算を経て評価に至る行政運営の仕組みを構築しなければなりません。
- 3 町長は、地域の課題等を住民と共有するとともに、住民との協働による施策の立案及び実施に努めなければなりません。

総合振興計画は、住民の意見が反映されたものではなくてはならない。 この条例において、総合振興計画をどの様なメンバーで策定していくのか、住民 主体での策定の仕組みづくりを規定する必要があるのではないだろうか。

- ・総合振興計画を見直す時期も平成23年にはくるだろう。基本条例が後になって いるので、見直しの時点では条例との整合性も出てこよう。
- ・町長の責務、職員の責務などチェックする規定がないのではないか。町長の責務の説明のところでは、運営に対する結果責任を強く問われるとあるが、

結果を誰がどの様に判断するのかが示されてないのではないか。

行政運営に対するチェックをどの様な機関が行なうのか明記しておく必要があるのではないか。この様なところが抜かれば、最終的には同じ事の繰り返しになるのではないか。

どこまで意見に対する権限を持たしてもらえるのか、ここを規定しておけば、言っただけで終わるようなことは無いと思う。

・行政評価条例、情報公開条例、意見聴衆手続条例などにより確保されていくので はないか。

基本的に住民がチェックをしていく場合に、どの様な基準で行なっていくのか分かるような仕組みにしておかなければならない。

今までは、議会がチェックをしてきたが、住民が思うようなチェックが入っていないところもある。住民が議会を、行政をチェックし、機能を発揮していくように しなければならない。監査委員についても同様である。

・住民は4年に一回審判を下す権利を、選べる権利を持っている。評価は出来るのではないか。

付け加えたり、削除したりの作業はいるかもしれないが、今の段階では、行政運営について、計画、実行、評価・点検、改善の4段階を整理し、実施する条文にしておけば、住民監視のもとでの行政運営となると思うので、内容としては良いのではないかと思う。

・ここでは「町長は」となっているが、他の自治基本条例を見ると「議会及び町長は」と議会も含めて行政運営を規定しているところもあるので、どちらが良いか 悩むところである。

「事務局」

町長、付属機関、職員に係る規定として考えたため、「町長は」「町長等は」の 表現となっている。全体の条文が揃った時点で、見直してもらえればと思う。

・住民のための議会の章が出来てきてからの検討になると思う。

議会と行政並びに住民に関することは、互いに関連することであり、具体的な条 文を検討していくなかで、認識も深まり、補完する事項も出てこよう。

今出されている意見を事務局で整理してもらい、起草委員会で使わしてもらおうと考えている。

(総合振興計画)

行政運営の第1項に規定しているので、検討条文の提示はなし。

財政運営

町長は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努め、世代間の住民負担の 適正化を図らなければなりません。

- 2 町長は、予算及び決算結果について、住民に分かりやすく説明するとともに、町の財政状況及び財務諸表を公表し、町長の財政方針を明らかにしなければなりません。
- 3 町長は、町が保有する財産を適正に管理し、その効率的な活用を図らなければなりません。
 - ・赤字財政にならないようにする。
 - ・この事項は私達には難しい。意見が出ない。

「事務局」

当然のことと思われるが、財政運営の基本的なことを書いている。

財政運営に係ることは、透明性をもって、最少の経費で最大の効果の発揮することではないだろうか。

説明責任

町長等は、政策の立案、実施及び評価について、その経過、内容、効果等について、住民に分かりやすく説明しなければなりません。

- ・誠実に対応する。
- ・分かりやすくでは抽象的なので、具体的に説明する。
- ・説明するときには、専門用語は避ける。綺麗な表現ではあるが、意味が伝わらない場合がある。
- ・例えば、補助金にしても、補助金の出所、目的、対象経費、手続き等を詳しく、 誠実に説明してもらえれば、間違った使用もしないし、無理な要求もしないだろ う。

計画、実行、評価・点検、処置・改善という一連の経過を整理し、住民に分かりやすく説明する責任を規定していく。これが執行機関の説明責任の柱となるだろう。

意見聴取(パブリックコメント)

町長等は、町の基本的な計画又は重要な政策等を決定する場合に、事前に町長等の案を公表し、住民の意見を聴くとともに、提出された住民の意見に対する町長等の考え方を公表しなければなりません。

既に条例が制定されているので、整合性をもたせたものになる。

行政評価

基本計画等に基づく政策等の成果及び達成度を明らかにし、効率的かつ効果的な 行政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表します。

・職員の評価もここに当てはまることになろう。

このことについても既に条例が制定されているので、整合性をもたせたものになる。

- ・公表の仕方に課題があるなど、これから具体的に住民の参加への方法論を検討していくことになろう。
- ・四万十通信に住民からの投書を載せるとか、四万十通信を住民が参画して編集し、 発行するようになれば、新たな視点が生まれると思う。

地域自治活動

町長は、地域の課題を解決するために活動する地域組織等に対して、その活動を 保障するとともに、必要に応じて財政支援等を行ないます。

行政が担ってきたことを、民間が積極的に参加していく仕組みをつくっていけば、 住民組織の活動が活発になるだろう。

今は住民組織が評価されていない状況であり、組織をつくっても支援が無ければ、 維持も出来ない状況である。

- ・物品や資金の支援だけではなく、職員が地域活動に参加して欲しい、知識の提供も受けたい。そして地域の情報を持ち帰ってもらいたいと要望してきた。 ここに人的支援の内容も加えてもらいたい。地域発展に寄与する活動に職員も 参画することも入れてもらいたい。
- ・各集落に職員がいるわけではなく、かなり広い範囲になるのではないか。

「事務局」

以前は地域性もあったと思うが、今は広く公募して、試験成績により採用している状況であり、地域性は薄れていると思う。

・職員が積極的に地域活動に参加し、情報提供してもらいながら、地域の情報を 収集し町政運営に活かしてもらいたい。

「事務局」

職員担当制として、大正地域で試行したが、評価が出来にくい状況であり、も う1年試行を継続する予定である。

・住民自治活動への財政支援を行なう考えであろうが、職員の能力も地域としては欲しい。地域の情報を収集するとか、一緒に地域づくりをするとか、地域活動への職員参画も加えることはできないか。

その他

委員長より「意見公募手続条例」に係る議会への異議申立書の提出に ついて報告

議会に提出した異議申立書の写しを示し、異議申し立ての趣旨について説明を行なう。

区長会での報告

「事務局」

第1回区長会での検討委員会の状況報告として「自治基本条例通信」 を作成した、第2回区長会での条例案の概要報告、それに続く住民意見 を聞く会に向けて、現状の報告を事務局より行なう。

次回会議の日程調整

第15回検討委員会 平成22年2月23日(火) 時間は、午後6時30分~午後8時30分 場所は、大正総合支所 2階会議室